

特集／資料

人権の促進及び保護に関する小委員会
第55会期 暫定議題項目5／差別防止

職業と世系に基づく差別

小委員会決議2002/108による、アスビヨーン・アイデ氏と
横田洋三氏による拡大作業文書 (E/CN.4/Sub.2/2003/24)

序文

1. 第五二会期、人権の促進及び保護に関する小委員会（小委員会）はその決議2000/4において、職業と世系に基づく差別は国際人権法により禁止されている差別の一形態であることを宣言し、ラジエンドラ・カリダス・ウィマラ・グネセケレ (Rajendra Kalidas Wimala Goonesekere) 氏に対し、財政支出を伴うことなく、次の目的をもって、作業文書を作成する任務を委ね

2. 第五三会期、小委員会は以上の任務

(a) 職業と世系に基づく差別が実際に継続して行われているコミュニティを特定すること。
(b) 当該差別を解消するための、現行の憲法上、立法上および行政上の措置を検討すること。
(c) 以上の検討に照らして適切と考えられる、当該差別を効果的に撤廃するための、すべてのより具体的な勧告及び提案を行うこと。

に則ってグネセケレ氏により提出された作業文書 (E/CN.4/Sub.2/2001/16) を受領し、議論した。この作業文書の中で、グネセケレ氏は以下のように述べている。

「この文書の焦点はアジア諸国である。決議案が小委員会で議論された際、問題はアジアだけに限られず、アフリカのいくつかの地域、そしておそらく南アメリカにも存在するということが指摘された。時間的制約と関連資料へのアクセス不足のため、筆者はこれらの地域の状況をこの文書に含めることができなかった。」

3. その決定2001/10において、小委員会はグネセケレ氏に対して、世界の他の地域における職業と世系に基づく差別に関する拡大作業文書の作成を委ねることを決定した。

4. 第五四会期、グネセケレ氏が小委員会委員に再選されず、よって彼に委ねられた任務を果たすことができなかったという事実を鑑み、小委員会は決定2002/108を採択し、これによりアスビ

ヨーン・アイデ氏と横田洋三氏に対して、拡大作業文書の作成を委ねることを決定した。

5. 本報告書は、当該決定に従って提出されるもので、グネセケレ氏の前回作業文書への補足であり、それと併せて読まなければならない。

6. 本作業文書が検討しようとする差別のタイプは、「職業 (work)」と「世系 (descent)」という二つの概念に言及することにより特定される。

7. この文脈において「職業 (work)」は、個人または集団の職業上あるいは機能上の役割を指すものと理解されている。「世系 (descent)」は血統 (lineage) あるいは家系 (family origin) を指している。本拡大作業文書に与えられた任務の本質は、「職業 (work)」と「世系 (descent)」という二つの要素の組み合わせにその根拠がみられる差別の形態に係る。この文脈において、「カースト」の概念およびカーストに関連する差別は、明らかに関連がある。しかしながら、「カースト」という用

語の意味ならびに適用については、大いに論争されている。「カースト」という用語が適用される社会制度が「世系 (descent)」という用語の範疇に入り、したがって、そのような社会制度から生じる差別が「人種差別」の定義の範疇に入ることに疑いの余地がない一方、「世系 (descent)」という用語はより広範なもので、本文書で議論されているように、他の状況も包括しうるものである。

8. あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の第一条で定義されている人種差別は、世系 (descent) に基づく区別、排除、制限又は優先を含む。人種差別撤廃委員会 (CERD) により繰り返し指摘されているように、「世系 (descent)」に基づく差別は、カースト及びそれに類似する地位の世襲制度等の、人権の平等な享有を妨げ又は害する社会階層化の形態に基づく集団の構成員に対する差別を含む。二〇〇二年八月二二日の CERD による世系に基づく差別に関する一般的勧告

XXIX (29) の採択は、この文脈における「世系 (descent)」の意味をよりよく理解する助けとなる道具を与えてくれ、当該差別を終わらせるために国がとるべき措置を列挙している。

9. 当該文書の主な目的は、南アジアの文脈において伝統的に「カースト」と呼ばれるもの以外に、職業と世系に基づく差別が実際に継続して行われているコミュニティを特定することにある。当該文書の作成は、入手可能な二次的、一次的な資料の検討をもとにしたが、時間と財源の制約のため、職業と世系に基づく差別に関する地球規模の状況についてより包括的な再検討をすることはできなかった。とりわけ、当該差別を廃止するための、現行の憲法上、立法上および行政上の措置を適切に総括することができなかった。また、時間の都合上、当該問題について各国と対話を始めることもできなかった。現在の拡大作業文書におけるこれらの不備は、当該問題に関するすべての研究その他のさらなる検討におい

て、特に強調されなければならない。当該拡大作業文書において行うべき「当該差別を効果的に撤廃するための、一層の具体的な勧告及び提案」は、したがって、極めて限定的であるが、この点の不備の多くは、CERDによる一般的勧告XXXIX(29)の採択によって、満たされている。

I. アジア以外で影響を受けている「ミニユニティ」

A. 西アフリカの内婚制職業集団（鍛冶屋、陶工、グリオ等）

10. 資料によれば、職人ならびに音楽家の内婚集団が、西アフリカの一五以上の種族集団⁽¹⁾、そして少なくとも一四の近代国家⁽²⁾に見られ、これは関連人口の五〜二〇%を占めることを示している。これらは、金属細工師（「鍛冶屋」）、陶工、音楽家・吟遊詩人（「グリオ (griots)」）、皮革職人、機織職人、理髪師／美容師その他を含む。このような集団への帰属は、出生による。
11. 入手可能ないくつかの資料によれば、

これらの集団の多くは、同時に正反対の意味合いを持つ社会的地位を有している。しばしば、これらの集団は特に専門的機能を持たない多数集団によって「穢れ」または「不浄」と考えられているが、彼（女）らが果たす機能はしばしば高く評価され、不可欠であるとさえ見なされている。ある事例では、彼（女）らは伝統社会において、鉱石や粘土のような物質を変化させる彼（女）らの能力と結びつけて、特別な力を持つものと見なされている。彼（女）らの「力」は他者にとって潜在的に危険だと見なされている。彼（女）らはしばしば、とりわけライフサイクル上の行事に関連する儀式において、重要な宗教的または宗教類似の儀式的役割を担っている。ある場合には、これらの集団の構成員の力および／または不浄は、とりわけ死と埋葬に関連する儀式的役割をもつ集団の場合、他者を穢すものと考えられている。

12. 概して、これらの集団に対し畏敬と軽蔑が入り交じっているため、そのよ

うな社会では、内婚制が共通の基本的な原則である。そのような集団が見受けられる社会の他の構成員は、そのような集団の構成員との性交や結婚はもちろん、食べ物共有したり、彼（女）らの住宅地区内に入ることを避けるのが通例である。

13. これらの差別のため、そのような集団の構成員は、しばしば、別の「人種」に属していると自ら考え、他者からもそのように見なされている。そのような集団の出自に関する多くの神話は、「外国人」の出であること（典型的には、征服された、または吸収された民族集団）だとするか、もしくは先祖の食に関する戒律違反または災難だと描写する。

14. 多くの典拠 (Mbow [2000], Kaba [1997]) を含む) は、当該地域での現代社会・政治生活において、そのような集団の出身 (descent) と結び付いて依然として継続する顕著な固定観念を描写し、差別と人権侵害の見地からみたその影響を分析している。

- B. 北東アフリカの集団（ディム他）
15. 文献によれば、北東アフリカ、とりわけエチオピア南部のかなりの人口が、類似した職業と世系に基づく社会組織や差別の特徴を示している。
16. 「カースト」の階級区分をもつ南西エチオピアのディム (Dime) に、特に関心を寄せたのはトッド (Todd [1977]) であった。その階級区分は、「浄」とみなされる族長と聖職者の「カースト」、「非浄」の庶民、そして「不浄」とみなされる祭式の僕 (しもべ)、獵師、鍛冶屋そしてなめし職人に分かれる。これらの集団、すなわち「カースト」の構成員は出生で決まり、彼らはイデオロギー的に内婚である。内婚は「不浄」集団に対して最も厳格に守られている。二つの「浄」の集団は神と精霊に接近できる特権をもっていると考えられている。「不浄」集団の穢れの性質は、鍛冶屋が畑を通ったあとは作物さえも穢れるという言い方に如実に示されている。
17. この地域の諸社会に「カースト」の用語を使用することに異議を唱える研究者(特に Pankhurst [1999]) でさえ、鍛冶屋、陶工、獵師など職能的専門家集団の社会的追放や内婚による隔離の威力と、地域のさまざまな種族集団における浄や不浄の觀念の広がり注目してきた。獵師たちは、専門性を有する内婚集団として存在している場合、もつとも軽蔑されている。彼らは他の周縁化された職能的専門家集団から区別され、人間以下と見なされている。しかし、西アフリカの内婚の職人集団のように、北東アフリカの職能的専門家集団の地位もまたあいまいで、両義的で、二元的ですらある。すなわち、彼(女)らは軽蔑され追放され恐れられているが、それと同時に、しばしば、出産、割礼、成人、結婚あるいは葬儀などの行事で重要な社会的儀式的役割を果たす。
18. この地域の周縁化された職能的専門家の起源にまつわる神話は、しばしば彼らを自然や野生と関係づけていて、極端な場合は、彼らの祖先は獣と結合したと説いている。そのような連想は明らかに社会的隔離の一形態であり、抑圧のイデオロギー的合理化であると一部の研究者は説明する。その他の起源にまつわる神話は、獵師集団を先住者とし、職能的専門家集団を移住者として描く傾向にある。さらには、そうした集団の差別的地位を、祖先が食物に関する罪を犯したり、社会的あるいは宗教的過ちを犯したことに起因するという諸説もある。こうした神話は周縁化を半ば宗教的に正当化している。
19. 現在のところ伝統的社会集団の設定外では、そのような集団の世系 (pedigree) にまつわる固定觀念の威力の強さに関する情報は入手できていない。しかし、西アフリカ地域の類似した集団の経験をもとにすれば、そうした固定觀念が存続していると推論するのが合理的であると思われる。
- C. ワッター北東アフリカの元獵師・採集人
20. 一般的には北東アフリカのボラナやガブレの一部とみなされているワッター

(Wata)あるいはワッタ・オロモーは、(元) 獵師・採集人の集団である。ワッタの集団は北部ケニア、中部および西部エチオピア、そしてタンザニア連合共和国の北部に分散している。

21. 牧畜で生計を立てている支配階層ボラナとガブレは、伝統的に狩獵採集を専門の職業としてきたワッタを周縁化し追放する傾向にある。ワッタは(家畜や土地を所有していないため)貧しい人々と見なされている。狩獵禁止令(ケニアでは一九七七年から、エチオピアでは一九九六年から)のため、彼らは炭焼き、薪売り、建築用の竿売りあるいは物乞いなど、社会的に価値の低い周縁の仕事に追いやられてきた。

22. ワッタが貧困層であるという認識は、不浄や穢れの態度とも混ざりあっている。ワッタ社会の長老の中には、彼らの先祖がヤマアラシやカメなどの「穢れた」動物を獲って食べた結果、他の社会から「不浄」と見なされていると言う人もいる。それとは対照的に、支配者集団のボラナはボラナ・グツ

(「浄」として知られている。

23. ワッタの構成員との通婚に対して、ワッタ以外の集団の中に強い社会的禁忌が存在する。

24. しかし、先述の周縁化された集団と同じようにワッタも、支配集団のライフサイクル上の儀式では祭式専門家として重要で価値ある役割を演じると言われている。

D. ソマリのサブ集団(ミドゥガン・マディバン、トゥマル、イビール) 25. ソマリ社会は父系で区分されランク付けされた一門に分けられている。「サブ(Sab)」は、ミドゥガン(Midgan)

(あるいはマディバン [Madibhan])、トゥマル(Tumal)、イビール(Yibir)などのソマリ社会における「低位カースト」の職業上特化された集団を指す集合的な言葉である。「サブ」集団は全て合わせてもごく少数で、全人口の1%以下であると考えられている。

26. トゥマルは伝統的に鍛冶屋である。イビールとミドゥガンは伝統的に獵師とか皮革加工職人である。ミドゥガン

の女性は女子割礼を施し、ソマリの支配者一族の助産婦の役割をも担った。

27. 「サブ」集団の職業は一般的に穢れていると見なされている。その結果、それらの集団の構成員は、その他のソマリ人から不浄と考えられるようになった。こうした考えは、これらの集団の一部が行った狩獵活動には、殺生に関するシャリアの戒律を逸脱して動物を殺したり食したりする行為が含まれていたことにも関係しているのかもしれない。「サブ」集団はまた、神秘的な行為の風評があるため、恐れられたり避けられたりしている。

28. その結果、「サブ」集団と主要なソマリ一門との間の通婚や共食はめったにない。「サブ」集団の構成員は一般的に村に居住したり、「穢れない」井戸から水を汲んだり、「高貴な」一門の人々の皿やカップや家庭用品を使うことを許されていない。

29. ミドゥガンとイビールの構成員の中には、バレ政権時代に重要な公職に就き、内戦の時には同政権を支持した

人々がいた。そのため、ミドゥガンー
マディバンは、バレ政権が崩壊した一
九九一年に反政府運動からの報復を受
けたと言われており、現在もあからさ
まな差別を受け続けているようだ。

30. ソマリ の庇護希望者の中には、難民
申請の成功率を高めるため、ミドゥガ
ンーマディバンであるとか、他の「サブ」
集団の構成員であるとの虚偽の主張を
した人々がいるという報告がある。し
かし、ソマリの難民離散コミュニティ
にいるサブ集団の構成員は、その他の
ソマリ一門の構成員から引き続き差別
されているとも報告されている。

E. イエメンのアクダム

31. アクダム (Akhdam) は「召使い」
という意味である (単数形でハディ
ム)。アクダムは今日のイエメン社会
に約二〇万人いると考えられている。
彼 (女) らの起源は、一般に、六世紀
イエメンに侵入したアビシニア人 (エ
チオピア人) 兵士にさかのぼる。

32. 代表的なアクダムの職業は、ゴミ収
集、街路掃除、トイレや下水の清掃な

ど、最も卑しく穢れているとされる仕
事である。彼らはしばしば、総称的に
「清掃人」と呼ばれている。

33. 彼 (女) らは不潔、ふしだら、隷属
的と広く考えられている。さらに、彼
(女) らはイエメン社会で (元) 奴隷
より低い地位におかれている。彼 (女)
らは通常、小屋が立ち並ぶ離れた居住
区に住み、彼 (女) らとの通婚や社交
は強く社会的に禁止されている。

34. 国連開発計画 (UNDP) のイエメ
ン事務所によれば、「この集団の低い
社会的地位は彼らの職業だけではな
く、(世にいう) 彼 (女) らの種族的
起源に由来する」。ハシエムは次のよ
うに述べている (一九九六年)。

「大抵の研究者は、なぜアクダムが
代々追放されてきたのか説明できな
い。研究者たちはこれが人種差別に根
ざすものではないと考えている。奴隷
の子孫を含む、イエメン社会に完全に
統合されたアフリカ出身のその他のイ
エメン人がいる。にもかかわらず、ア
クダムの社会的経済的排除は代々の特

性として続いているように思われる。
F. イボランドのオス

35. 伝統的なイボ (Ibo) 社会において、
オス (Osu) は儀式のしもべで、彼 (女)
らに割り当てられた職業的役割は、神
殿の礼拝で高位の聖職者を助けること
であった。オスの地位は、ある罪に対
する罰としてのディアラ (Diala) 「自
由の身に生まれた者」の儀式的変身
や、神殿に入ったこと (脅迫されて、
または自発的に)、オスとの接触、あ
るいはオスの両親のもとに生まれたこ
とにより得られた。

36. オスが仕える神々への畏敬から、デ
イアラとオスの相互接触は厳しく規制
された。通婚、共食、その他のオスと
の直接の接触は禁止された。ディアラ
がオスの血を拡散させることも禁止さ
れた。これらの掟を破るものはみな、
自らがオスとなる、とされた。

37. ヌワカ (Nwaka [1985]) は、一九
五六年の (植民地政権下の) 東部地域
議院 (Eastern Regional House of
Assembly) による「オス制度廃止」

法の通過につながる、一九三〇年代から一九五〇年代にかけてのオス廃止運動の歴史を記録している。

38. 入手可能な数少ない資料は、オスの一族 (lineage) に生まれたため、あるいはオス系の人との通婚や親密な接触によって得た汚名が、依然顕著に残っていることを強調している。

39. ダイク (Dike [2002]) は、継続するオス系の人々の「不可触性」、ならびにオス系の人との通婚または性交に対する社会的追放にとりわけ重点を置いている。ダイクはまた、オス系の人々の政治的権利剥奪およびオス社会への暴力的攻撃の事例も描写している。

40. ナイジェリアの大衆紙の最近の報道もまた、オス系の人々に対する偏見と差別が根強く残っていることを認める傾向にある。⁵⁾

G. 離散コミュニティ(とりわけ、南アジア、西アフリカ、ソマリ人および日系人の離散コミュニティ)

41. 本拡大作業文書では、与えられた時間内に世界中の離散コミュニティにお

ける職業と世系に基づく差別の問題を詳細に検討することができなかった。しかしながら、前回の作業文書から、そして本拡大作業文書の作成過程に検討した資料のいくつかから、この問題に、かなりの注意が払われるべきであることは明らかである。現在入手可能な資料は、少なくとも南アジア、西アフリカ、ソマリ人および日系人の離散コミュニティのいくつかにおいて、職業と世系に基づく差別が根強く残っていることを示している。これが事実である限りにおいて、本拡大作業文書あるいは前回作業文書において言及された地域および国以外のさらなる多くの政府にも、職業と世系に基づく差別の問題に取り組み責任があるかもしれない。この問題はさらなる研究を要する。

H. 職業と世系に基づいて差別される種族的マイノリティ

42. 本拡大作業文書は、小委員会により与えられた任務によって、彼(女)らに対する差別が彼(女)らのエスニシティだけでなく、その集団の構成員が

従事する職業にも関係する場合において、種族的マイノリティの状況を扱うことができる。社会の周縁に置かれている種族的マイノリティによっては、その歴史、文化、伝統あるいは生活様式のため、特に好まれる職業をもつ傾向がある。例えば、ある国では(とりわけ東欧)、ロマ/スインティ/トラヴェラーは芸術と音楽に関連する職業にしばしば従事している。しかしながら、ロマ/スインティ/トラヴェラーのこの職業的専門化が、彼(女)らの差別や社会的周縁化の一因になっているかどうかは、疑わしい。彼(女)らの職業的役割は、前回作業文書や本拡大作業文書で扱われた他の集団と同じように出生によって定義されていたり、彼(女)らの世系と関連しているようには思われない。この問題は、当該論題に関する今後の作業においても、より詳細に検討されなければならない。

43. 入手可能な資料のいくつかは、ロマ/スインティ内部に「カースト類似の」区分があることを示している。この間

題もさらなる研究を要する。

Ⅱ. 職業と世系に基づく差別の様々なケースに共通する特徴

44. 本拡大作業文書および前回作業文書で取り上げた社会集団に関する文献やその他の可能な資料をざっと検討しただけでも、共通した強い類似性があることがわかる。本文書では、これらの多様な社会集団が被っている周縁化の原因と表われ方において、主要な類似点と考える点について、次のような試論的な分析を行った。この分析は原因と結果に分かれているが、明らかにこれら二つの要素には重複したり相互に関係しあう部分が相当ある。

A. 原因

世系—出生によって決まる集団の構成員たる地位

45. これらのケースのすべてにおいて、世系は、周縁化された地位とそれに伴う差別を生む上で定義的な基準となっている。周縁化された集団構成員たる地位は、その集団に生まれるか、その

血統の世系によって決まる（オスの場合、その地位を得る他の手段が過去には存在した）。この地位は、一般にあるいは常に外見で分かる身体的特徴を伴わないため、ある人の血統が知られていない場合には、社会状況によってはそれが隠されるかも知れないが、そのようなにして得た周縁化された地位は、個人の長所や功績によって除去されることはない。

職業—職業的専門化、あるいは仕事の種類や機能上の役割との関連

46. 第二の主な原因は仕事や職業である（もつとも、これらケースにおける職業上の役割の意義は、世系に基づく必然の結果とも見ることができが）。それぞれのケースにおいて、周縁化された地位とそれに伴う差別は、その集団の職業（あるいは伝統的な職業上の役割）と強く関係している。それらの職業（あるいは伝統的な職業上の役割）は、概して、社会のその他の構成員から穢れているとか卑しいと見なされている。周縁化された集団の構成員は、

実際にはそれらの特定の仕事を続けていないこともあるので、職業のもつ意義は補足的である。場合によっては、周縁化／差別は危険な神秘的「力」を伴う（過去の）儀式上あるいは宗教上の役割に関係している。元々の職業上の役割はもはや存在しない場合でも、汚名をきせられた伝統的職業との関わりが引き起こす周縁化は、結果として、当該の集団の構成員を、元の職業上の役割と関係しているかいないかにかかわらず、最も卑しいとされる職業に就かせるようになることがある。

内婚制による隔離

47. 内婚制による隔離は出生によってその集団の一員になることの準備であり、それゆえこの形態の周縁化／差別の一因と見ることができ。しかし、それはまた、これらの集団に汚名を着せた結果、周縁化された集団構成員との通婚を社会的に禁止したことによる帰結として一般的に見られている。

穢れ／清浄

48. 穢れ／清浄の概念（必ずしも清浄の正反対

にあたる概念ではないが)は、これらの社会集団に対する態度に見られる非常に共通した特徴である。これはしばしば、これらの社会集団の身体的不潔さや、結果として担わされた職業上の役割がもつ儀式上の穢れた性質に関する考え方と結びついている。これら社会集団の構成員は、概して、自らを他の集団への潜在的穢れの源であると見なしている。それ以外には、そうした態度は、関係する社会集団の構成員が発揮する神秘的「力」が他の集団にとって潜在的に危険であるという考え方に関係している。とりわけ、彼らの役割が儀式的あるいは宗教的な意味をもつ場合はそうである(特に死や埋葬に関係する場合)。

階層的序列

49. 詳述したケースの大半で、階層的序列は何らかの形態でその社会構造の中に明示的あるいは黙示的に存在する。これは、インドのジャーティのように複雑な序列関係の形態をとったり、アフリカの集団のように「浄」(あ

るいは「非浄」と「不浄」との単純明快な区分という形態をとることもある。ただし、インドのカースト制度の階層的序列においてさえ、個々のジャーティ間の序列関係は必ずしも明快ではないし、時代と共に変化することさえある。また、一部の他の社会における「浄」「不浄」の区分に伴う階層的帰結もしばしば曖昧で両義的である。

宗教的是認と神話

50. 南アジアのカースト制度の場合、ヒンズー教のヴェーダの掟との強い関係があるが、その他の場合、宗教的伝統と世系に基づく差別との間につながりがあるかどうか、それほど明確ではない。日本の被差別部落出身者に対する差別の場合、浄・不浄に関する神道の考え方や、仏教の戒律および慣行に関連づけられてきた。本文に詳述したアフリカの周縁化された集団の場合、是認や正当化根拠は神話に基づいており(例えば、食物に関わる戒律違反や先祖の悪行あるいは災難)、それらの集団の(現在あるいは過去の)儀式的あ

るいは宗教的機能に関係している。

認識されている「人種的」/種族的差異

51. 多くの場合、関係する集団の「人種的」または種族的起源は、支配的社会集団のそれとは異なるという考え方が一般に信じられている(ただし、たいていの場合、この帰結は実際のところ非常に疑わしい)。概して、そのような考え方においては、周縁化された集団を被征服民族あるいは吸収された民族の子孫と見なしたり(アフリカ人の侵略で移住させられたドラヴィダ人の残滓と見されているインドのダリット、日本の先住民族の子孫と見なされている部落出身者、イエメンのアクダムのアビシニア起源に関する考えなど)、移民の子孫と見なしたりしている(アフリカの内婚制職能的専門家集団や、部落出身者の起源を朝鮮半島からの移民とする理論のケースなど)。そうでない場合でも、異なる「人種」や種族的血統を強調している。

B. 結果

住宅/居住の分離

52. 影響を被っている社会集団の内婚制や社会的隔離の結果、住宅や居住の分離が、前述のケースにおいて少なくとも農村や伝統的な地域で比較的共通してみられる。被差別集団の居住地域や住宅条件は、概して、最も貧しく、最も行政サービスが行き届いていない。いくつかのケースでは、住宅と居住の分離は原因と見ることもできる。例えば部落出身者の場合、指定された部落地域のどこかに居住していることが部落出身者であるとする（それゆえに差別される）重要な基準である。
- その他の形態の社会的分離
- ―特に、通婚、共食、公開の場所やサービスへのアクセス
53. その他の形態の分離は、すぐにわかるし、それらの集団の構成員に対する非常に一般的な差別の表われである。これらの集団の構成員との通婚を禁ずる社会的禁止は、社会的分離の一つの明らかな形態であり、原因として先に述べた内婚制による隔離と密接に関係している。共食の規制／禁止も共通しており、周縁化された集団の構成員との食物、飲み物、食器の共有を避けることは、それらの集団は穢れているという認識（そして生来、穢す傾向にあるという認識）と密接に関係している。同じ理由で、公共の井戸やその他の水源、公共の食事場、礼拝場など、公開の場やサービスへのアクセスにおいても分離は共通して起きている。
- 社会的統合の側面（例、保護された労働区分や重要な儀式上の役割）
54. ある意味で、こうした形態の社会組織がもついくつかの側面は、社会統合を促す―少なくとも本来の伝統的形態で―と言える。これは、かかる集団の構成員が行う経済活動の範囲に他の集団の構成員が参入して競争になるのを防ぐための世襲的な職業分化から当然生じる労働区分においては事実と言えるだろう。それはまた、これら集団の一部が伝統的に果たしてきた重要な儀式／宗教的役割に關しても言えるかもしれない。しかし、伝統的社会集団や本来の社会組織形態の崩壊は、否定的な汚名だけ残しながら、これら統合の側面を喪失するという結果を招きがちである。
- 貧困
55. これら社会集団に対する差別や周縁化の結果、彼（女）らは概して、その社会において経済的に最も貧しい層に属する。ワッタなどの一部のケースにおいては、貧困の汚名そのものがそれら集団に対する差別の原因ともなっていると言える。
- 暴力
56. これまで述べたケースの多くにおいて、影響を被る社会集団の構成員による地位や社会的条件向上の努力や、自らの権利主張は、暴力による対応をうけてきた。このことは特にインドのダリットの場合についてよく文書化され、その他前述の社会集団の多くにおいても当てはまるように思われる。
57. 職業と世系に基づく差別の広まりは、おそらく予想された以上に広範に

III. 結論

及ぶことが明らかである。更なる検討によつて、影響を受けているコミュニティの更なる事例を明らかにするだろうと、信じている。

58. 当該形態の差別は、原因となる要素と表われ方の組み合わせにおいて、小委員会がこれまで検討してきた他の形態の差別とは異なるものである。これらの原因となる要素ならびに表われ方の全てが、記述されている事例それぞれに存在するわけではないし、あるいは同じ程度または同じ組み合わせで存在するわけではない。しかしながら、主に職業（または職業上の役割）と世系に基づく当該形態の差別は、影響を受けている人々の数、そして差別的態度とそれに関連する風習の多くの極端な性質に鑑み、国家政府、国際人権システム双方による、より一層緊密な検討と配慮を要すると考えられる。

IV. 勧告

59. 世系に基づく差別を撤廃する義務に基づいて政府がとるべき措置を設定す

る際に、CERDが既に行った重要な作業を考慮すると、小委員会の主要な機能は当該差別が発生する状況の調査を更に進めることになるだろう。したがって、当該問題の更なる検討と配慮のため、以下の勧告を行う。

60. 小委員会は、とりわけ政府との対話、ならびに政府からの回答をもとに、当該差別を廃止するための、現行憲法上、立法上および行政上の措置の検討を含む、本拡大作業文書で特定された残る問題に関して、第三回作業文書を委任するよう検討すべきである。

61. 小委員会は、そのような第三回作業文書の代わりとして、あるいはその結論に基づき、CERD、国際労働機関、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）、その他の関連のある国連機関、ならびに政府およびNGOと協議し、職業と世系に基づく差別の効果的な撤廃のための一連の諸原則ならびにガイドライン（および/または、総会による採択を想定した職業と世系に基づく差別に関する宣言）の起草を目的とした

研究を提案するよう検討すべきである。

62. 小委員会は、職業と世系に基づく差別の発生範囲、および政府の対応をより包括的に検討するために研究を行うよう、ユネスコ、国連社会開発研究所、その他の関連する国連機関に要請することを、検討すべきである。

63. 小委員会は、職業と世系に基づく差別の撤廃に関する諸原則ならびにガイドライン（および/または、宣言）草案を起草する基盤を提供するために、小委員会委員、CERD委員、その他の関連する条約機関の委員、政府、関連国連機関、世界銀行その他の国際および地域開発機関、ならびにNGOを巻き込んだ、当該論題に関するセミナーの開催を提案するよう検討すべきである。

64. 小委員会は、人権委員会に対して、その関連する特別メカニズム（とりわけ、現代的形態の人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に関する特別報告者、ならびに適切な住居に関する特別報告者）が、彼（女）ら

の任務を遂行する上で、職業と世系に基づく差別から影響を受けているコミュニティの状況に注意を払うべきことを、勧告するよう検討すべきである。

65. 小委員会は、人権高等弁務官に対して、職業と世系に基づく差別の問題が弁務官事務所の活動、とりわけ技術援助および諮問サービスの範囲において、取り組まれるべきことを勧告するよう検討すべきである。

66. 小委員会は、関係政府が以下のことを行うことを、勧告するよう検討すべきである。

- (a) 世系に基づく差別に関する CERD 一般的勧告 XXIX (29) を広く普及させ、その勧告を実施すること。
- (b) 職業と世系に基づく差別を効果的に禁止し、撤廃するため、適切な措置をとり、また既存の措置―憲法上、立法上および行政上の―を強化すること。
- (c) 職業と世系に基づく差別の被害者に対し、補償を含む適当な救済を与えること。

(d) それらの措置が未だに存在しない場合には十分な、とりわけ教育と雇用の分野において、影響を受けているコミュニティの構成員のための適切な積極的差別是正措置のためのメカニズムを設置すること。

(e) 職業と世系に基づく差別によって影響を受けているコミュニティの構成員に対する世間の態度と習慣を積極的に変えることを促進するため、一般大衆の意識啓発、教育キャンペーンを実施すること。

原注

- (1) Tamari (1994) によると、「マンディンク (les Mandingues)」、ソニンケ (les Soninke)、「ウォロフ (les Wolof)」、プール (les Peulse)、「トゥクルール (les Toucouleur)」、ソングハイ (les Songhay)、「セメフォ (les Senoufo)」、「マトロン (les Dogon)」、「トゥマレグ (les Touaregs) および モール (les Maures)」を含む。
- (2) マリ、モーリタニア、セネガル、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール北部、ブルキナファソ、ニジェール、ガーナ東部、アルジェリアのサハラ砂漠の一部、カメルール

ン北部数カ所、リベリア、シエラレオネ (Tamari [1994] による)。

(3) www.undp.org/inequalities.htm 二〇〇三年五月九日時点。

(4) M. H. Hashem, *Goals for social integration and realities of social exclusions in the Republic of Yemen* (イエメン共和国の社会的統合の目標ならびに社会的排除の現実), International Institute for Labour Studies (国際労働研究所), Geneva, 1996, p.73.

(5) 例えは、Kapolyi, *Punch* (ナイジェリア)

記事 1996.1.10, T. Agbaegbu, *Slavery in Igboland* (イボランドの奴隷制) および *Moves to Stop Slavery in Igboland* (イボランドの奴隷制を終わらせるための動き), News Watch Online, 2000.1.12. A. Agbo, *Citizens of a Strange Class* (奇妙な階級の市民) *Tell*, 2002.5.6, T. Okoli, *Fear of the Unknown Hits the World* (未知の恐怖が世界を襲へ) *This Day* (ナイジェリア) 2003.5.9. (<http://allafrica.com/stories/200305090543.html> 入手可能)。

(9) R. Lee, *The Rom-Vlach Gypsies and the Kris Romanii* (ロマ・ヴラフ・ジプシーとクリス・ロマニ), 1997, *American Journal of Comparative Law*, Vol. 45, 1997, 369-370.

(7) 例えば L.D. Aldritt, *The Burakumin:*

「階級」の日本書

ーと差別議論が提出されたZの報告(国際タリ

The Complicity of Japanese Buddhism in
Oppression and an Opportunity for

O. P. Gosselain, "Castes, Pottery Technology
and Historical Processes in the Mande Area,
West Africa" (未刊の原稿)

ンと差別システムフリーのウェブサイトwww.
dalitfreedom.org にて入手可能)

Liberation (部落民抑圧と解放の機会)を中
心とした教団の活動), *Journal of Buddhist*

S. Kaba, *Les droits de l'homme au Sénégal*
(Dakar, Collection Xaam Sa Yoon, 1997)

田 北東アフリカの集団(キニア他)

Ethics (宗教倫理ジャーナル), 7, 2000 (<http://jbe.gold.ac.uk/7/allbrit001.html>にて入手可能)。

P. Mbow, "Democratie, droits humains et castes
au Sénégal" (2000) *Journal des Africanistes* 70
(1-2) 32-71

H. S. Lewis, "Wealth, Influence, and Prestige
Among the Shoa Galla" in A. Tuden & L.
Plotnicov (eds), *Social Stratification in Africa*
(New York, The Free Press, 1970) 163-186

(∞) Human Rights Watch (ユナイテッド・ステイツ
ハンズ), *Broken People: Cast Violence*

P. McNaughton, *The Mande Blacksmiths:
Knowledge, Power and Art in West Africa*
(Indianapolis, Indiana University Press, 1993
[1988])

A. Pankhurst "Caste' in Africa: The Evidence
from South - western Ethiopia Reconsidered"
(1999) 69 (1) *Africa* 485.

Against India's 'Untouchables' (機軸をとり入
り「インドの「不可触民」へのカーンと暴力」、

J. Sterner, *The Ways of the Mandara Mountains:
A comparative regional approach*, PhD thesis,
SOAS, University of London, 1998

D. Todd, "Caste in Africa" (1977) 47 *Africa* (4)
, 389-412.

Human Rights Watch 'New York, 1999年参照。'

J. Sterner, *The Ways of the Mandara Mountains:
A comparative regional approach*, PhD thesis,
SOAS, University of London, 1998

I. K. Galgallo, "Minority Rights or Rights of
Vulnerable Groups", Submission presented to
the Constitution of Kenya Review Commission
on 21 May 2002 at Isiolo Town, Kenya

別表 参考文献一覧

J. Sterner, *The Ways of the Mandara Mountains:
A comparative regional approach*, PhD thesis,
SOAS, University of London, 1998

A. Kassam, "When Will We be People as Well?
Social Identity and the Politics of Cultural
Performance: The Case of the Waata Oromo of
East and Northeast Africa" (2000) *Social
Identities* 6 (2) 189-206

Human Rights Watch, *Caste Discrimination: A
Global Concern* (New York, Human Rights
Watch, 2001)

J. Sterner & N. David, "Gender and Caste in the
Mandara Highlands: Northeastern Nigeria and
Northern Cameroon" (1991) *Ethnology* 30 (4)
355-369

A. Kassam & A.B. Bashuna, "The predicament
of the Waata, former hunter-gatherers of East
and Northeast Africa: etic and emic

A. Stevens, "Discrimination Based on Descent
in Africa" August 2002 (国際タリント差別系ホ
ムページのウェブサイトwww.dalitfreedom.org
にて入手可能)

T. Tamari, *Les castes de l'Afrique occidentale*
(Nanterre, University of Paris, 1994)

A. Kassam & A.B. Bashuna, "The predicament
of the Waata, former hunter-gatherers of East
and Northeast Africa: etic and emic

A. Tuden & L. Plotnicov (eds), *Social
Stratification in Africa* (New York, The Free
Press, 1970)

T. Tamari, "The Development of Caste Systems
in West Africa" (1991) *Journal of African
History* 32 (2) 221-250

A. Kassam & A.B. Bashuna, "The predicament
of the Waata, former hunter-gatherers of East
and Northeast Africa: etic and emic

II 西アフリカの「内婚制職業集団(鍛冶屋」

セネガル、ニジニール、キニアからUCLAロ
ン

A. Kassam & A.B. Bashuna, "The predicament
of the Waata, former hunter-gatherers of East
and Northeast Africa: etic and emic

Press, 1970)

T. Tamari, "The Development of Caste Systems
in West Africa" (1991) *Journal of African
History* 32 (2) 221-250

A. Kassam & A.B. Bashuna, "The predicament
of the Waata, former hunter-gatherers of East
and Northeast Africa: etic and emic

II 西アフリカの「内婚制職業集団(鍛冶屋」

セネガル、ニジニール、キニアからUCLAロ
ン

A. Kassam & A.B. Bashuna, "The predicament
of the Waata, former hunter-gatherers of East
and Northeast Africa: etic and emic

- perspectives". paper presented to Ninth International Conference on Hunting and Gathering Societies (CHAGS 9), Edinburgh, 2002
- CERDテーマ別討議(二〇〇二年八月)に提出された'ケニアの世系に基づく差別に関するNGO報告(国際タリット連帯ネットワークのウェブページwww.dalifreedom.org)に引用
- Ⅲ ソマリのカーブ集団(シムバガハンブクインバ'トマブレン'グループ)
- Danish Immigration Service (Udlaendestyrelsen), United Kingdom Home Office, and Dutch Immigration Service (Ministerie van Buitenlandse Zaken), Report on Minority Groups in Somalia-Joint British, Danish and Dutch fact-finding mission to Nairobi, Kenya, 17 to 24 September 2000 (Copenhagen, Denmark, December 2000), p. 125.
- CERDテーマ別討議(二〇〇二年八月)に提出された'ソマリのアウトカースト集団に関するNGO報告(国際タリット連帯ネットワークのウェブページ: www.dalifreedom.org)に引用
- Ⅳ イエメンのアクダム
- M. H. Hashem, *Goals for social integration and realities of social exclusions in the Republic of Yemen* (Geneva, International Institute for Labour Studies, 1996).
- Delores M. Walters, "Transforming Cultural, Racial and Gender Categories: An Ethnographic Update on Social Relations in Two Northern Yemeni Communities", Yemen Update 37 (1995): 6-9; www.aiys.org/webdate/abs.html
- "The Sweepers: Fighting Centuries Old Isolation", Yemen Times 10 (36), 4-10 September 2000; www.yementimes.com/00/iss36/culture.htm
- Ⅴ ナイトハムスター
- V. E. Dike, *The Osu Caste System in Igboland: A Challenge for Nigerian Democracy* (Kearney NE, Morris Publishing, 2002).
- G. I. Nwaka, "The Civil Rights Movement in Colonial Igboland" (1985) *International Journal of African Historical Studies* 18 (3) 473-485.
- NGO submission to CERD thematic discussion (August 2002) on the Osu caste system in Nigeria (available on the website of the International Dalit Solidarity Network: www.dalifreedom.org).
- CERDテーマ別討議(二〇〇二年八月)に提出された'ナイジェリアのカースト制度に関するNGO報告(国際タリット連帯ネットワークのウェブページ: www.dalifreedom.org)に引用
- Ⅵ 他の特定のコミュニティ
- L.D. Alldritt, "The *Burakumin*: The Complicity of Japanese Buddhism in Oppression and an Opportunity for Liberation" (2000) *Journal of Buddhist Ethics* 7 (available online at <http://jbe.gold.ac.uk/7/alldritt001.html>).
- J. B. Cornell, "'Caste' in Japanese Social Stratification: A Theory and a Case" (1970) *Monumenta Nipponica* 25 (1/2), pp. 107-135.
- Human Rights Watch, *Broken People: Caste Violence Against India's "Untouchables"* (New York, Human Rights Watch, 1999).
- R. Lee, "The Rom-Vlach Gypsies and the Kris-Romani" (1997) 45 *American Journal of Comparative Law*, pp. 345, 369-370.
- (翻訳: 田中敦子・小森恵)